



2024年5月8日

各位

会社名 株式会社日本ケアサプライ
代表者名 代表取締役社長 高崎 俊哉
(コード：2393、東証スタンダード市場)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 大芝 生生
(TEL. 03-5733-0381)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年5月8日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年6月4日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 700,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,930 円 ただし、2024年5月13日から同月16日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）のうち最も高い金額が 1,930 円を上回る場合には、処分価額は条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額と同額とする。（注1）
(4) 処分価額の総額	1,351,000,000 円（本日現在の見込額であり、上記(3)の処分価額に(2)の処分株式数を乗じた金額とする。）
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(注1) 本自己株式処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である2024年5月8日に、2024年3月期決算短信等を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2024年5月16日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2024年5月7日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,930円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額を処分価額として決定いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、従業員を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるインセンティブを付与することを目的として、2024年5月8日開催の取締役会で株式付与E S O P信託導入の決議を行っております。本自己株式処分は、株式付与E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し4.28%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数153,073個に対する割合4.57%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「株式付与E S O P信託」の概要については、2024年5月8日付で公表いたしました「「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱U F J信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2024年5月30日
信託の期間	2024年5月30日～2034年5月31日（予定）
制度開始日	2024年5月30日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2024年5月7日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,930円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であると取締役会で判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上